

ふるさと納税の上限額の確認方法

【給与所得者の方の場合】

こちらでは、給与所得者の方のふるさと納税の上限額の確認方法を例示しています。他の種類の所得、所得控除や住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）などの税額控除がある方についても試算できます

【手順①】

「生年月日」を入力して、「給与収入のみの方」をクリック

住民税試算システム

メインメニュー

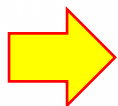
必須 年度選択（計算したい年度を選択してください。）

令和04年度（令和03年中収入）▼

必須 生年月日（入力した生年月日は税額計算に使用します。）

※ 申告される方の生年月日を入力してください。

昭和 ▼ 年 月 日



給与収入のみの方

給与収入のみの方は源泉徴収票を入力することで税額の試算から住民税申告書の作成ができます。

公的年金収入のみの方

公的年金収入のみの方は源泉徴収票を入力することで税額の試算から住民税申告書の作成ができます。

複数の収入がある方

給与収入や公的年金収入に加えて、事業収入や雑年金等のその他収入を入力される方は、こちらで税額の試算から住民税申告書の作成ができます。

収入がなかった方

【手順②】

お勤め先から渡された給与所得の源泉徴収票のとおり入力したのち「次へ」をクリック

住民税試算システム

給与源泉徴収票 メインメニュー ▶ 給与・公的年金・その他入力

入力クリア

データ保存

全て 1枚目 2枚目 3枚目

種別			支払金額		給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額				
			円		円			円			0 円				
控除対象配偶者			配偶者 特別控 除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）						16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者 である 親族の数		
有	従有	老人		特定		老人		その他			特別			その他	
☐		☐	円	人	従人	内	人	従人	人	従人	人	内	人	人	人
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額						
内 0 円			円			0 円			0 円						
生命保険料の 金額の内訳	新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額						
	0 円		0 円		0 円		0 円		0 円						
住宅借入金等 特別控除の額 の内訳	住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日（1回目）			住宅借入金等特別控除区分（1回目）			住宅借入金等年末残高（1回目）						
			平成 年 月 日			特定			0 円						
	住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日（2回目）			住宅借入金等特別控除区分（2回目）			住宅借入金等年末残高（2回目）						
	0 円		平成 年 月 日			特定			0 円						
(フリガナ)				区 分			配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額				
氏名									0 円		0 円				

キャンセルして戻る

次へ



【手順③】

「税額精算」をクリック

住民税試算システム



申告書詳細



メインメニュー



給与・公的年金・その他入力

入力クリア

データ保存

全て 所得控除 寄附金控除 住宅借入金控除

* 控除内容を入力しないと、正しく税額計算が行われない場合があります。

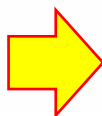
* 追加する控除がない方は税額試算を押下してください。

▼ 控除のある方

▼ 寄附金のある方

▼ 住宅借入金控除のある方

キャンセルして戻る



税額試算

【手順④】

「ふるさと納税した場合、税額控除が最適となる寄附金支払額目安額」で目安額が確認できます

住民税試算システム

税額試算結果

メインメニュー ▶ 給与・公的年金・その他入力 ▶ 税額試算結果

データ保存

	所得税額	住民税均等割額	住民税所得割額	住民税額
本申告による概算金額	90,800 円	5,800 円	180,500 円	186,300 円

所得・控除の概算金額	○所得	○控除
	給与 2,760,000 円	社会保険料控除 500,000 円
		基礎控除 430,000 円

所得税源泉徴収税額の合計額	0 円
所得税源泉徴収税額と算出した所得税額との差額	90,800 円

(参考)	
ふるさと納税した場合、税額控除が最適となる寄附金支払目安額	44,523 円
適用控除額（所得税）	42,523 円
適用控除額（住民税）	40,353 円

* 支払額は試算で算出された所得、税額等を使用した場合の、あくまで目安額です。
* 各種控除等の影響により、実際の金額とは異なる場合があります。
* ワンストップ特例を適用した場合、所得税控除分が住民税控除分と合わせて住民税から控除されます。